

総 政 企 第 442号
平 成18年11月10日

統計審議会会長
美 添 泰 人 殿

総 務 大 臣
菅 義 偉

諮問第315号
作物統計調査等の改正について

統計法施行令（昭和24年政令第130号）第1条の3及び統計報告調整法施行令（昭和27年政令第396号）第1条の2の規定に基づき、別添「作物統計調査等の改正計画（案）」について、統計審議会の意見を求める。

理 由

農林水産省は、平成19年4月以降に実施される作物統計調査（指定統計第37号を作成するための調査）について、諮問第297号の答申「作物統計調査の改正について」を踏まえ、また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）等に基づき、調査のより効率的な実施を図る等の観点から、水稻以外の作物に係る収穫量調査において作況基準筆の実測調査を廃止し、標本調査（往復郵送調査）を導入するほか、耕地面積調査及び水稻に係る作付面積調査における調査員調査の導入、予想収穫量調査（かんしょ及び甘味資源作物）の廃止等を行った上で実施することを計画している。

また、作物統計調査と密接に関連する統計報告の徴集として実施している特定作物統計調査の収穫量調査、作付面積調査等についても同様の変更を行った上で実施することを計画している。

今回の改正計画については、統計体系の整備、統計需要への的確な対応、調査の効率的な実施等の観点から、検討する必要がある。